

刑事部

～強い信念で犯罪と
対決する～

刑事部は、幅広い知識で、殺人・強盗・放火・誘拐といった凶悪事件を始め、窃盗事件、汚職事件、選挙に絡む犯罪、詐欺、横領などの知能犯罪、暴力団による犯罪を捜査します。最近の犯罪は、複雑・多様化・悪質化の傾向にあり、最新機器や科学捜査を駆使し犯人逮捕、事件の解決を目指します。



犯罪捜査に御協力をお願いします。

- ◎ 「事件かな」と思ったら迷わず通報を！
- ◎ 犯罪について知っていることは積極的に通報を！
- ◎ 警察が協力をお願いした際は、御協力を！
- ◎ 被害に遭ったら必ず届け出を！

**犯人を追いつめる！
犯罪を多角的に証明**



足跡追及状況



鑑識活動状況

**犯罪を逃がさない！
科学的捜査**



似顔絵の作成



DNA鑑定

Q & A



暴力団対策

沖縄県暴力団排除条例

条例制定の目的

県内の暴力団は、組織実態を隠しながら資金を得るための活動を行い、県民生活や社会経済に不当な影響を与えています。こうした暴力団の不当な行為に対し、県、事業者等を始め、社会一体となって、県民の平穏な生活や健全な社会経済活動を確保することを目的として暴力団排除条例が制定されました。

(平成23年10月1日施行)

※ 「警察 vs 暴力団」から 「社会 vs 暴力団」への転換

条例の基本理念

この条例は、県や事業者、県民が一体となって暴力団排除活動を行う上で、

- ◎ 暴力団を恐れないこと
- ◎ 暴力団に対して資金を提供しないこと
- ◎ 暴力団を利用しないこと
- ◎ 暴力団と交際をしないこと
- ＋ 暴力団事務所の存在を許さないこと

を基本的な在り方として定めております。

条例の主な内容（三本柱）

I 青少年の健全な育成を図るための措置

- 青少年のための良好な環境を確保するため、学校や図書館等の一定の施設の周囲200m以内における新たな暴力団事務所の開設や運営を禁止します。
- 地域や学校などで、青少年に対し、暴力団の危険性などについての教育や指導を行います。

II 事業者による利益の供与の禁止

事業者が、暴力団の威力を利用した見返りとして暴力団員に金品などを提供する事を禁止します。

III 不動産の譲渡等に関する措置

不動産の売買や貸し付けなどの取引をしようとする県民や事業者は、契約の相手方に対し、その不動産が暴力団事務所に使用されるものでないことについて確認を行います。もし、暴力団事務所に使用するとわかった場合は、契約を行わないよう努めることとします。

Q1 刑事は、どんな仕事をしているのですか。

A1 刑事は、捜査第一課(殺人、強盗等の凶悪事件)、捜査第二課(詐欺、横領、贈収賄等の凶悪犯事件)、捜査第三課(窃盗事件)暴力団対策課(暴力団員等が絡んだ事件)の4つの部門に分かれていて、事件現場における聞き込み捜査、容疑者の尾行、張り込みなど、犯人の逮捕と事件解決に向けて粘り強い捜査を行っています。

Q2 鑑識は、どんな仕事をしているのですか。

A2 鑑識は、高度な科学的知識と技術を用いて、犯人が現場に残した指紋や足跡、遺留品等の発見、収集を行い、事件との結びつきなどを分析、解明しながら犯人の発見と犯罪の証明に役立てようとする仕事をしています。

Q3 犯罪捜査のためのDNA型鑑定はどこで行っていますか？

A3 科学捜査研究所で行っています。科学捜査研究所は、DNA型鑑定のほかに生物学、医学、理学、心理学、化学、薬学、物理学、農学、工学、社会学、教育学の専門知識、技術を有する研究職員が、事件・事故現場に遺留された資料の鑑定や原因究明など科学的な業務を行っています。

Q4 「振り込め詐欺」って何ですか？

A4 「オレオレ詐欺」「架空請求詐欺」「融資保証金詐欺」を総称して「振り込め詐欺」と言っています。これらの事件のほとんどが預貯金口座への振り込みによる被害であることから、「振り込め詐欺」と呼んでいます。「すぐ振り込んでくれ。」という電話などは怪しい電話ですので、「すぐに振り込まない」「一人で振り込まない」ようにして下さい。

Q5 犯罪被害に遭ったら、どうしたらいいのですか？

A5 不幸にして犯罪の被害に遭われた方には、「被害額が少ない」、「面倒だ」、「暴力団の仕返しに怖い」といった理由で届け出をされない方がいます。それが結果的には犯人を助けることとなっています。被害の拡大を防止するためにも勇気を出して警察に届け出るようお願いいたします。被害に遭ったら、できる限り早く、落ち着いて警察に通報するとともに、現場をそのままにして警察官の到着を待って下さい。また、キャッシュカード、携帯電話等を盗まれた場合には、カード会社や電話会社等にも連絡して被害の拡大を防いで下さい。

